

経 済 産 業 省

20231214 貿局第1号
輸出注意事項2023第26号
輸入注意事項2023第18号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部改正について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和5年12月27日から施行する。

附 則

（経過措置）

この通達の施行前に改正前の通達の規定により承認を受けた特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、なお従前の例により取り扱うものとし、対象範囲については、この通達の施行日以後は、この通達の1.（2）によるものとする。

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）

改 正 後	現 行
1. 包括承認の種類及び対象 (1) (略) (2) 包括承認の対象 ① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の36の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」で定める国又は地域（<u>ロシアを除く。以下「締約国等」という。</u>）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの（<u>以下のイ、ロ及びハを除く。</u>） <u>イ ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とするもの</u> <u>ロ ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第一号）との直接又は間接の取引によるもの</u> <u>ハ 輸出令別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第三号）との直接又は間接の取引による（輸出令別表第二の三に掲げる貨物の輸出に限る。）もの</u> ② (略) (以下略)	1. 包括承認の種類及び対象 (1) (略) (2) 包括承認の対象 ① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の36の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」で定める国又は地域（以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの ② (略) (以下略)